平成２９年（フ）第１１８号
山口県下関市一の宮町３丁目６番40―108号　ハイライフ　ＮＡＭＩ、前住所山口県下関市清末鞍馬１丁目３番13号
債務者　内田慶次郎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
愛媛県今治市近見町２丁目４番17号　近見団地Ｂ１―302号
債務者　重見　五月
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第９９号
福岡県飯塚市潤野885番地20　市営潤野住宅４棟15号
債務者　掛田　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１１０号
福岡県飯塚市大分1487番地１　市営長楽寺団地住宅１棟307号
債務者　齊藤　公恵
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第７４号
福岡県田川市大字川宮1649番地１　三井大藪大藪団地17―３―１
債務者　田中　梨恵
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１１号
長崎県対馬市峰町佐賀719番地１、前住所長崎県対馬市峰町志多賀176番地
債務者　八坂　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
鹿児島県奄美市名瀬古田町２番13号
債務者　伊東亜希子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２７号
沖縄県名護市宮里１丁目５番20―202号　メゾン幸
債務者　久高　政文
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１０４８号
千葉市中央区道場南１丁目10番１号　エステートピア85　204号
債務者　成田　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８５号
千葉市若葉区貝塚町374番地11　フルールⅢ番館302号
債務者　相澤季美子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
石川県小松市新町78番地34
債務者　戸田悠太郎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２３２号
兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目32番地10
債務者　髙瀬　久子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＡ―202号、前住所神戸市西区玉津町高津橋484番地の19
債務者　藤田　清美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
神戸市西区井吹台北町１丁目19番地　413号
債務者　奥野雅美こと　金　　雅美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
兵庫県神戸市西区池上４丁目25番地の１　プリベイル西神戸208、前住所神戸市西区北別府１丁目11番地の３　メリーハイツ201号
債務者　前田　美香
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
佐賀県伊万里市山代町楠久津177番地461
債務者　平川　静香
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部